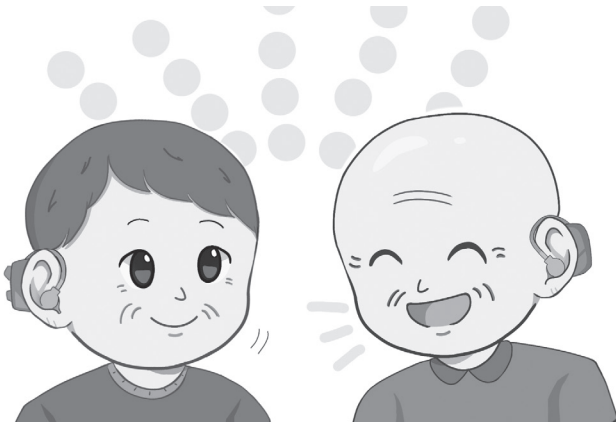


高齢者補聴器購入費補助制度のお知らせ

介護福祉課 ☎ 65・1241

加齢などによる聴力機能の低下で、日常生活に支障をきたしている高齢者を対象にした補聴器購入費の一部補助を**8月1日**から始めました。

この制度は補聴器をつけることで、家族や友人との会話が円滑になり、積極的な社会参加の促進につながることを目的としています。



補助対象者（全ての項目に該当する人）

- ①本市に住所がある（補聴器の購入日から申請日まで）
- ② 65 歳以上（購入日の属する年度中に 65 歳になる人含む）
- ③身体障害者手帳（聴覚障害）を交付されていない
- ④両耳の聴力レベルが40dB 以上と判定された
- ⑤耳鼻咽喉科の医師に日常生活において補聴器の使用が必要と判断された
- ⑥市民税の所得割が非課税世帯である

▼手続きの流れ

- ①事前相談（介護福祉課）
申請書兼請求書をもろう。
- ※左図に該当する人のみ。

- ②耳鼻咽喉科の受診（検査など）
申請書兼請求書を持参して、受診し、補聴器の必要性が認められた場合は、同請求書に「医師の意見」を記入してもらう。

※医師の意見は、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する都道府県知事が定める耳鼻咽喉科の医師に限る。

- ③補聴器の購入

補聴器本体購入額の2分の1を補助（上限1万5千円）

※補助対象となる補聴器は管理医療機器として厚生労働大臣の指定を受けた物に限る。

※必ず領収書をもらってください（領収書には、購入日・購入者の氏名・購入金額・購入商品名・購入店舗名および所在地の記載が必要）。

- ④申請書の提出（介護福祉課）

申請書兼請求書に、領収書の写し、納品書などのメーカー・商品名・型番が分かる物を添付。

- ⑤補助金の振り込み

※審査後に、交付決定兼確定通知書が送付され、その後、1ヶ月程度で指定口座へ振り込まれます。

▼注意事項

市への事前相談と、医師の意見欄の記入が完了する前に購入した補聴器については補助対象外となりますのでご注意ください。

また補聴器取扱店では、上手に使うためのアドバイスや装着トレーニングなどのサポートを行っている店舗もあります。補聴器は自分に合ったものを選びましょう。



令和7年国勢調査の実施（9月20日）

総合政策課（国勢調査専用ダイヤル）

☎ 66・7062



令和7年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査を実施します。

国勢調査は5年に一度、国の人口・世帯の実態を把握し、その結果は各種行政施策の基礎資料として活用されるなど、国の最も基本的で重要な調査で、日本に住んでいるすべての人と世帯が対象となります。

▼調査の内容（全17項目）

①世帯員に関する事項

- ・氏名
- ・男女の別
- ・出生の年月
- ・世帯主との続柄
- ・配偶の関係
- ・国籍
- ・現在の住居における居住期間
- ・5年前の住居の所在地
- ・就業状態
- ・所属の事業所の名称および事業の種類
- ・仕事の種類
- ・従業上の地位



- ・従業地または通学地
- ②世帯に関する事項
- ・世帯の種類
- ・世帯員の数
- ・住居の種類
- ・住宅の建て方

▼調査の方法

9月20日(土)以降に調査員が訪問して、インターネット回答利用ガイド、紙の調査票、郵送提出用封筒などを配ります。

▼回答方法

①インターネットでの回答

9月20日(土)～10月8日(水)の間で、スマートフォン、タブレット、パソコンを使って、インターネット回答利用ガイドの二次元コードから国勢調査オンラインにアクセスしてください。

②紙の調査票での回答

※10月1日(水)～8日(水)の間に、調査票を郵便ポストへ投函するか、調査員に提出してください。



9月は「屋外広告物適正化強化月間」

都市計画課 ☎ 65・1270

市では屋外広告物による公衆に対する危害を防止するため、規制を行っています。

県の「屋外広告物適正化強化月間」に合わせて、県と連携して「屋外広告物適正化推進運動」を実施します。

※屋外広告物とは、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、立看板、はり紙・はり札、広告塔、広告板、建物などに表示・掲出されたものをいい、表示・設置する場合は、許可（更新）が必要です。

※屋外広告業を営むには県への登録が必要です。



東予発の「洋風焼き鯛めし」を味わってみませんか！

洋食文化が根づく東予地域で、「焼き鯛めし」を新しいご当地食にとの機運が生まれ、思いを同じくする飲食店が新しいメニューを開発しました。

焼いた鯛の香ばしさと、見た目のインパクト、そして洋風の調理法を生かした味わいが特徴の愛媛の第三の鯛めしである「洋風焼き鯛めし」。

本市でも8月から4店舗で順次販売していますので、ぜひご賞味ください。



詳しくはコチラ

県東予地方局地域政策課 ☎ 56-0710